

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年10月18日

新潟県人事委員会委員長職務代理者

新潟県人事委員会委員 若 月 道 秀

**新潟県人事委員会規則第6-1833号**

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（規則第6-1313号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
(防疫等作業手当) <b>第13条</b> (略) <u>2  条例第14条第1項第3号の人事委員会規則で定める家畜伝染病は、次に掲げる家畜伝染病とする。</u> <u>(1) 口蹄疫</u> <u>(2) 豚コレラ</u> <u>(3) アフリカ豚コレラ</u> <u>(4) 高病原性鳥インフルエンザ</u> <u>(5) 低病原性鳥インフルエンザ</u> <u>3  条例第14条第2項の著しく危険であるものとして人事委員会規則で定める作業は、牛又は豚のとさつの作業とする。</u>	(防疫等作業手当) <b>第13条</b> (略)  <u>2  条例第14条第2項の著しく危険であるものとして人事委員会規則で定める作業は、牛のとさつの作業とする。</u>

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。